

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告及び同上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年10月8日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成21年7月31日判決、本資料259号-143・順号11256)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成22年3月24日判決、本資料260号-48・順号11404)

決 定

上告人兼申立人 株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 升永 英俊

柳沢 知樹

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 柳田 稔

同指定代理人 宇津木 克美

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(○○)第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成22年3月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年10月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 古田 佑紀

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美